

別記第2号様式（第3条関係）

視察概要書

1 視察日時 令和5年1月17日（火） 14時00分～15時30分

2 視察先 愛媛県西条市
(住所：愛媛県西条市
明屋敷164番地)



3 調査事項 議会タブレットの導入について

4 視察先概要

(1) 挨拶 西条市役所 議会事務局議事課長 越智 鋭尚 氏

(2) 説明者 西条市役所 議会事務局議事課長 越智 鋭尚 氏
議会事務局議事課職員 1名

(3) 視察先概要：愛媛県西条市

ア 人口：105,320 人（令和4年12月末日現在）

イ 面積：510.04 km²

5 調査項目：

(1) 概要について
・経緯、成果等について

(2) 現在の状況について

(3) 今後の課題等について

6 視察の目的：昨今のデジタル化の推進、ペーパーレス化、SDGsへの意識の高まりに鑑み、本市議会において西条市の議会タブレット端末導入の経緯や実情を調査・研究するもの。

7 施策等の概要：紙資源の消費抑制、印刷に係るコスト削減、事務効率化、スピーディかつ確かな情報共有を目的として、議会タブレット端末を導入し、本会議や委員会等で使用する議案や資料等を印刷せず、タブレットで閲覧等を行う完全ペーパーレス化を図っている。

8 質疑応答

Q 1. 実際の導入費用とペーパーレス化等による経費削減効果の収支をご教示ください。（イニシャルコスト、ランニングコスト等含む）

A 1. 実際の導入費用は、ペーパーレス会議システムやグループウェア等の費用として約130万円。議案等の印刷に要する費用、タブレット端末導入以前に使用していた連絡手段としてのファクシミリ代、議員控室用パソコンに要する費用等の「想定される年間削減対象経費」とタブレット端末通信・補償費用、ペーパーレス会議システム・グループウェアの使用料等の「タブレット端末年間運用経費（ランニングコスト）」との差額として約32万円の削減効果があると考えている。

Q 2. タブレットの公務利用と私的利用の取り扱いについて、次の2点についてご教示ください。

- ・タブレットは議会が所有し、議員への貸与ですか。または、議員個人の所有物を利用していますか。
- ・議会所有または議員所有の場合、いずれの場合も通信費等の金銭面での議員負担は生じますか。

A 2. タブレット端末は貸与であり、議員活動に使用するものとして私的な利用を禁止している。また、公務で使用するものであるため、全額公費負担である。

Q 3. 実際に導入されて感じるメリット（良かった点）、デメリット（改善点）について、ご教示ください。

A 3. メリットは、「議案の印刷等の職員の事務量が削減、タブレットを介して議員と職員が議案等のデータの収受を行うため情報共有の簡素化、議員が大量の紙媒体の資料を持ち運ばなくてよくなったこと」、デメリットは、「タブレット端末使用者の習熟度の差の発生、複数の資料の閲覧がしづらいこと」

Q 4. ハード（タブレット）について、次の内容をご教示ください。

- ・機種、メモリー容量、画面のサイズ、セルラーモデル等
- ・印刷対応の可否

A 4. タブレット端末は「iPadPro 12.9インチ Wi-Fi+セルラーモデル」メモリの容量は64GB。

Q 5. ソフト（システム、アプリ等）について、次の内容をご教示ください。

- ・ソフト（システム、アプリ等）の名称とメーカー名
- ・導入システム、議場システムとの連携
- ・セキュリティ対策
- ・資料等を見るプラスExcel、Word、PowerPoint等作成ツール

A 5. 議会事務局と執行機関の効率的な文書共有を図るためのペーパーレス会議システムは「SideBooks」、双方向による情報の発信・収集・共有による運用、スケジュール管理及びファイル管理などの機能を有するグループウェアは「サイボウズoffice」を使用している。セキュリティ対策として、当初は通信方式についてLTE通信のみで運用を開始したが、本会議においてLTE通信による音響設備機器への電波障害により、音響設備機器から雑音が生じたことから、本会議場、委員会室等にWi-Fi環境を整備し、会議中はWi-Fiに接続することとした。Excel、Word、PowerPoint等の作成ツールについては、タブレット端末は資料を閲覧するものなので、作成ツールは導入していない。

Q 6. 今後の課題等があれば教えてください。

A 6. タブレット端末は、耐用年数もあるため、端末更新のたびに費用が生じることが課題である。

9 考察

ア 現状や事業効果

西条市は平成29年5月に「タブレット端末導入による議案等のペーパーレス化」を決定し、平成30年3月にタブレット端末導入に向けて協議・検討を進めることを目的に、議長が「タブレット端末導入プロジェクトチーム」を設置した。令和元年9月には同チームが議長に対して導入に係る検討結果を答申し、具体的な仕様を示すとともに、タブレット端末の使用のルールを定める「西条市議会タブレット端末運用規程」を策定し、令和2年3月には議会タブレット端末、ペーパーレス会議システム及びグループウェアを導入した。同月、完全ペーパーレス化の移行に向けて運用に係る協議・検討が必要であることから、議長が「タブレット端末運用プロジェクトチーム」を設置した。令和2年6月定例会より議案等紙媒体との併用期間を設け、タブレット端末を用いた議会運営を開始、令和2年10月には災害が発生したことを想定してタブレット端末を活用し、安否や所在、地域の被災状況を確認する議会防災訓練が実施されている。令和2年12月定例会より執行機関が議会におけるペーパーレスを試行開始、同月、タブレット端末運用プロジェクトチームから議長に対し運用に係る検証結果報告が答申され、令和3年3月定例会から完全ペーパーレス化とする方針が示されて令和3年3月定例会から完全ペーパーレスによる議会運営に移行されている。

イ 本市に導入できることや検討

本市においても、本会議や委員会において議会タブレット端末を導入し、ペーパーレス化を図ることは可能だと考える。導入すれば、現在、紙媒体で議員に配付されている議案や資料等の印刷に係る費用、印刷や議案等を議員に配付する職員の業務量を削減することができ、削減できた時間は市民サービスの向上に充てることができる。

ウ 本市に導入した場合の課題

本市においても、タブレット端末の導入において操作研修を行ったとしても使用者により、習熟度に差が生じると思われる。そのため、導入当初は紙媒体との併用期間を設けるとともに、タブレット操作が不得手の議員に対し、議員間及び議会事務局職員のサポートが不可欠を考える。

また、イニシャルコストに加え、毎年ランニングコスト、及び経年劣化によるタブレット端末本体の更新費用も生じるため、限りある財源の中から予算の確保が課題となる。

【視察の様子】

